

平成23年10月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成23年10月定例教育委員会会議録

1 日 時 平成23年10月6日（木）午後3時7分 開議

2 場 所 第5委員会室

3 日 程

- 1 開会
- 2 会期の決定
- 3 議事日程の決定
- 4 会議録署名委員の指名
- 5 議案第28号 平成23年度市川市教育功労者の決定について
議案第29号 市川市幼児教育振興審議会への諮問について
議案第30号 市川市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について
議案第31号 市川市学校施設の開放に関する規則の一部改正について
- 6 その他
 - (1) 平成23年9月市議会定例会について
 - (2) 平成23年度市川市子ども作品展・新聞展について
 - (3) 第66回市川市児童生徒音楽会について
 - (4) 平成23年度合同学習発表会について
 - (5) P連教育フォーラム2011について
 - (6) 公民館図書室の今後のあり方について
 - (7) 市川市立図書館中期計画の修正について
- 7 閉 会

4 本日の会議に付した事件

- 1 議案第28号 平成23年度市川市教育功労者の決定について
議案第29号 市川市幼児教育振興審議会への諮問について
議案第30号 市川市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について
議案第31号 市川市学校施設の開放に関する規則の一部改正について
- 2 その他
 - (1) 平成23年9月市議会定例会について
 - (2) 平成23年度市川市子ども作品展・新聞展について
 - (3) 第66回市川市児童生徒音楽会について
 - (4) 平成23年度合同学習発表会について
 - (5) P連教育フォーラム2011について

- (6) 公民館図書室の今後のあり方について
(7) 市川市立図書館中期計画の修正について

5 出席委員 宇田川 進
吉岡 博之
五十嵐 美美子
中村 ふじ江
内田 茂男
田中 康惠

6 出席職員、職・氏名

教育次長	岡本 博美	教育総務部長	下川 幸次
学校教育部長	古山 弘志	生涯学習部長	倉橋 常孝
教育総務部次長	高坂 哲	学校教育部次長	藤間 博之
生涯学習部次長	角来 富美枝	教育政策課長	大野 英也
人事福利担当室長	竹中 秀成	就学支援課長	高橋 まゆみ
教育施設課長	金子 登志夫	義務教育課長	赤石 欣弥
指導課長	押田 敏郎	保健体育課長	水嶋 雅
教育センター所長	平山 淳子	生涯学習振興課長	丸山 賢治
地域教育課長	鈴木 栄司	青少年育成課長	安部 幸弘
中央図書館長	松本 雅貴	考古博物館長	新木 等
自然博物館長	宮田 明吉		

8 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主幹	竹内 博之
/	主幹	山田 浩一
/	副主幹	近藤 孝子
/	副主幹	宮内由美子
/	副主幹	岡田 靖弘

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成23年10月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは、お配りした日程に従い議事を進めます。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は委員長、吉岡委員、五十嵐委員を指名いたします。続きまして、議案に入ります。議案第28号 平成23年度市川市教育功労者の決定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

資料は1ページから15ページでございます。本案につきましては、8月29日に開催いたしました教育委員会事務局内部の表彰候補者選考委員会におきまして、平成23年度の教育功労者の表彰候補者が決定いたしましたことから、市川市教育功労者表彰規程第7条の規定によりまして、本日、教育委員会にお諮りし、表彰者として決定をいただくものでございます。この選考に当たりましては、皆様からのご指摘を受けまして、昨年、教育功労者表彰規程の改正を行ったところでございますので、表彰候補者の功績が真に表彰に値するものであるかどうか慎重に審査をいたしました結果、それぞれに十分な功績内容が確認されたということで、全会一致で表彰候補者として決定したところでございます。表彰候補者の内訳は、教員が10名、学校医関係が3名となります。候補者の功績の詳細につきましては、3ページ以降に資料を添付させていただいておりますけれども、ここで簡単にご説明をさせていただきます。3ページをお願いいたします。松村 学様は、算数・数学科教育の推進、後進の育成に努めるとともに、少年サッカーの普及や教育相談の充実に寄与されたところでございます。このことから候補者として挙げさせていただいたところでございますけれども、一昨日、千葉県の教育功労者表彰が決定いたしましたので、市の本表彰につきましては取り下げをさせていただきたいと思います。次に4ページ、田代資二様でございます。実践的な理科教育の推進及び豊かな発想力と企画により博物館、科学館の振興に尽力されたものでございます。次に5ページ、渡邊 誠様は、理科教育の充実並びに生涯学習の普及推進に努めるほか、読書教育や家庭教育の啓発に尽力されました。次に6ページ、荒 士郎様は、音楽科、吹奏楽の指導及び発展に貢献されましたほか、健康教育、豊かな心を育む教育に尽力されたということでございます。次に7ページ、西 博孝様でございます。理科教育の指導、自然科学の振興を図られたほか、本市教育情報システムの構築や博物館の振興に尽力されたところでございます。8ページ、伊東秀樹様でございます。算数・数学科教育の充実に努められるとともに、国際理解教育、図書館を生

かした授業の研究を推進してこられたところでございます。9ページ、高瀬一男様でございます。学ぶ力を育てる社会科教育の研究と実践に努めるとともに、創意ある学校経営を推進されてこられたものでございます。次に10ページ、稻木康雄様でございます。体育科教育の研究と実践及び体育活動の活性化に努めるとともに、地域と連携した社会教育の振興に貢献されたところでございます。次に、11ページの濱田郁子様でございます。特別支援教育の中心的存在として市域の相談体制の充実及び専門機関との連携を先進的に取り組みまして、本市の特別支援教育の振興に貢献されたところでございます。次に12ページ、片岡玲子様でございます。長年にわたり自然科学に興味を持つ理科好きの子どもを育てる授業を創意工夫されまして、本市の理科教育の振興に寄与されたものでございます。次に13ページ、大塚孝司様でございます。56年の長きにわたりまして、今なお現役で学校医として健康診断、健康指導に尽力され、今日の学校保健の礎を築かれ、本市の健康教育の推進に寄与されたところでございます。14ページ、梶山 嘲様でございます。35年の長きにわたりまして本市学校歯科医として歯科健康診断・相談及び虫歯予防対策に努められ、本市の歯科保健指導と健康増進に尽力されてこられました。15ページの外口恭子様でございます。32年の長きにわたり本市学校薬剤師として学校の衛生状況の調査、飲料水・プールの水質検査、教室内の照度検査、空気検査など学校保健の推進に尽力されてこられたものでございます。以上、1番目の松村 学様を取り下げさせていただいたところでございますので、本年度の表彰予定者は12名ということになります。なお、本年度の教育功労者表彰式につきましては、11月15日火曜日の午後2時から生涯学習センターにおきまして、市長、議長、校長会会長にもご出席いただきまして開催する予定でございます。教育委員の皆様にも主催者としてご出席賜りますようお願い申し上げます。説明は以上でございますが、個々の候補者に関する質問につきましては、推薦課長より答えさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上です。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 吉岡委員

私はここへ出ている方を適當ではないと言っているわけではないのですけれども、1つは、松村先生が重なると上の県で表彰されるということで市のほうは取り下げますよね。大体そういうものなのですか。両方してはいけないのですか。それから、片岡さんだけが48歳で、あとは全部59か60歳だということが2点目です。定年間際に表彰されるべき賞なのかどうかということですね。長く校医をしていたからといって選ぶ必要はないのではないか、推薦するときは、そういうことを加味したほうがいいと言っています。多分医師会のほうは、そういうことを加味していると思いますけれども、医師会だ

けに限って言うと、教育政策課長もご存じのように、大々的に肥満の研究をした先生方がいらっしゃいます。ああいうのこそ、こういう表彰に値するのではないかと思います。多分、医師会も歯科医師会も薬剤師会も、その母体が推薦した人をこちらで取り上げているのですけれども、こちらから見ていて、よくやっていただいた先生に逆指名で、この人を表彰したいと言つてもいいのではないかと思っています。その3点です。

○ 教育政策課長

まず1点目の、県の表彰で市のほうを下げてしまうということですけれども、これまでそういう形でダブって表彰をしないということで進めてきたところでございます。当初の理由はよくわからないのですけれども、県の上位で表彰されたということで、市のほうはご遠慮いただく形でやらせていただいたところでございます。

○ 指導課長

ご指摘の片岡玲子先生は、年齢的には48歳で、ほかの皆さんから比べますと大変若い年齢でございますけれども、市川市の中で理科教育に関しましては、授業の達人ということで、理科教育、自然教育に関しての造詣は極めて深い先生です。また、市川市のみならず近隣市におきましても、講師として出向いてくださったり、科学の祭典で講師を務めてくださったりと、理科教育に関しましては非常に幅広く活躍をしていただいた先生ですので、年齢は若干若いですけれども、これから若い先生方がふえてきておりますので、こういう若い先生でも、頑張れば教育委員会は評価をしてくれるというスタンスを逆に皆さんに持つていただきて、日ごろの指導に役立てていければありがたいということで推薦をさせていただきました。

○ 保健体育課長

ご指摘のとおり、三師会につきましては、ご推薦をいただいた中で、こちらのほうで、その意見を参考にして推薦させていただいております。なお、推薦に当たりましては、そういうことも加味してお願いしたいと依頼しておりますが、さらに今後、ご指摘いただいた点を踏まえて、挙げるときの推薦の内容につきまして、三師会とさらに協議を進めていきたいと思っております。今後、私どもも情報を集めることも必要だと考えておりますので、さらにそういう功績のあった方々の情報集めも視野に入れながら、次年度に向けて準備していきたいと考えておりますが、今年度は三師会で挙がりましたこの名前で挙げさせていただいた次第でございます。

○ 吉岡委員

むしろ片岡先生は年齢が若くて選ばれているから、功労賞にふさわしいのではないかと思っています。功労賞の規程をどういうふうに変えたか定かに覚えていないのですけれども、教育に功労があったと認める人ということで選ぶのだと理解しています。年齢に達するとこういう賞が自動的にもらえるよ

うな印象を与えると、功労賞の権威がなくなってくると思っています。

○ 学校教育部長

形式的に60歳定年の年にこういう賞をあげるのは望ましくないということでも私どもも考えております。1つは、例えば定年を迎える校長の業績を見たときに、学校であるとか市川市であるとか地域における功績は総体的に大きなものがあるのは事実なので、そういう傾向がどうしても出てくると思うのですが、今回、お名前は出しませんけれども、60定年で県も市も受賞できない方もおります。今回この48歳の方が賞をもらう、60定年の年にもらえない校長も出ているという事実は、教職員の中では厳粛に受けとめて、その理由につきましてもきちんと説明できる形でやっております。ですから、今後は形式的にできるだけならないように、教頭職でも、一般の教諭でも、年齢にかかわらず業績、功績があれば受賞できるということに比重を置いた選考には心がけていきたいと思っています。

○ 五十嵐委員

今年は功労者の選考規程が改定され、はじめての候補者ですね。概要を見ますと納得の行く方々ばかりですが、功労の光のあて方について一言。校長先生方はいろいろなところで、光があたるでしょうから、校長先生以外の方に功労の光があたるとよいのでは。それが、延いては市川教育の発展につながるのではないかと思います。

候補者に異議があるわけではないです。推薦がどのような状況であったかわかりませんが、もう少し間口を広げた功労者候補がいらっしゃるとよかったです。

○ 教育政策課長

去年の改定につきましては、委員さんから、審議会の委員を一定年数やつていただけで表彰はどうかというご指摘がございましたので、その辺は教育長の顕彰規程で表彰なり感謝状なりということで改正をしたところでございます。今回の選考につきましても、今回は教職員と学校医の候補者となつたところでございますが、選考の過程において教育長からも、教育には教員ばかりでなく多くの人が携わっているので、今後はもっと幅広い分野から選考していく方がいいのではないかという意見もございましたので、また来年以降、その辺も踏まえまして考えていきたいと考えております。

○ 宇田川委員長

今まで私の記憶では、みんな59歳とか60歳の方だったのですけれども、48歳で受賞されるというのは、今回の片岡さんが初めてですか。若い方が受賞できるというのは、規程を変えたということを先生方がわかることなので、来年は1人でも多く若い人を選べれば、例えば今回も1人辞退されるなら、もう1人入ってもよかつたのかなという気がします。今後、そういう方向でできれば行っていただくと、教育委員のみんなが考えていることは、そうい

うことではないのかなと思います。これは私の個人的な思いです。

○ 内田委員

私も委員長の意見に全く賛成です。毎年、定年に近くなる先生方が功労賞を受ける比率は結構高いのではないかですか。むしろ漏れる人のほうが多いのではないかと思います。したがって、趣旨がおかしくなるような気もします。よく会社である永年勤続賞で、例えば30年市川市の学校で教育に携わってこられた人は、それはそれとして立派なことですので、30年ぐらいがいいと思いますけれども、特別の功績とは別に長年ずっとやってこられた方ということで表彰することを設ける。功労者は、毎年あるのに、毎年10何人も挙がるというのは、いただいた方はうれしいのだろうと思うけれども、社会的にはどういうことになるのですかね。対象を広げ、かつ絞り込んだほうが私はいいと思います。そうでないと功労賞の意味がないという気がします。

○ 教育政策課長

その辺も踏まえまして、来年度以降、候補者を選定していきたいと思います。

○ 宇田川委員長

他に質疑がないようですので、議案第28号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第29号 市川市幼児教育振興審議会への諮問についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 就学支援課長

議事日程の16ページから17ページをお願いいたします。また、本日、市立幼稚園保育料について、過去の諮問及び答申内容の資料をお配りさせていただいておりますので、あわせてよろしくお願いいいたします。本市の市立幼稚園の保育料につきましては、予算科目が使用料となっております。この使用料の見直しにつきましては、市川市使用料条例第6条に、「使用料の額は、事務を提供する体制の状況、事務の執行及び施設の維持管理等に要する費用の状況、社会経済の情勢等を勘案し、おおむね3年ごとに見直すものとする」と規定されているところでございます。市立幼稚園の保育料の見直しにつきましては、平成14年に幼児教育振興審議会に諮問させていただき、平成15年度から月額8,000円の保育料を月額1万円に引き上げるとの答申を受け、改定したところでございます。また、平成17年度、平成18年度、平成20年度にも同審議会に諮問させていただき、この間、据え置くことが妥当である旨の答申をいただいて、現在に至っております。本日お手元にお配りさせてい

ただきました資料に平成14年度から平成20年度までの幼児教育振興審議会への諮問及び答申内容についてまとめさせていただいております。本年度は前回の答申から3年目に当たることから、公立幼稚園保育料の見直しについて市川市幼児教育振興審議会に諮問することに対しまして議決を求めるものでございます。よろしくご審議お願ひいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 吉岡委員

幼児教育振興審議会に諮問するわけですね。私もこの審議会に出ていたことがあるのですけれども、大体いつも保育料のことを話し合っているのですね。ただ、振興審議会では保育料ばかりが問題ではなくて、もっといろいろな点に問題があるような感じがします。特に僕は教育上、幼児のときの教育はとても大切で、学校に入って落ちつかない子がいっぱいいるのは、幼稚園のころからそういうことをいろいろ教育するといいように思います。そういうことについて、いつも公立と私立の保育料の格差ばかり話していくないで、もう少し別な角度で審議してもらいたいものですから、こちらでこの幼児教育振興審議会の委員の方に話し合ってくれないかと、そういう諮問事項にしたらどうかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○ 教育政策課長

おっしゃるとおり、これまで保育料についての審議が非常に多かったということでございますけれども、去年もそうだったのですが、公立幼稚園のあり方等も審議していただいております。過去、10年ぐらい前にもそういう形で審議していただいている。今年度は、この時点で保育料の諮問をいたすのですけれども、幼児教育振興プログラムの中間の評価もかけていきたいと思っておりますので、その辺を掘り下げていく中で、また諮問事項が出てまいりましたら、お諮りして諮問してまいりたいと思っております。

○ 吉岡委員

よろしくお願ひします。

○ 宇田川委員長

他に質疑がないようですので、議案第29号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第30号 市川市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育センター所長

資料19、20ページをごらんください。市川市心身障害児就学指導委員会について、第1号委員、耳鼻咽喉科医師、山下耕太郎医師より、自己都合により辞任願が出されました。つきましては、山下医師の解嘱及び市川市心身障害児就学指導委員会条例第4条第1項第1号及び第2項の規定により、耳鼻咽喉科医師、星 慎一医師を委嘱したいので、委員会の議決を求めます。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 五十嵐委員

差し替えの名簿には、今日現在だから2人の名前が出ていていいということですか。

○ 教育センター所長

申しわけございません。初委嘱年月日として山下医師のお名前を落としましたので、一緒に入れました。10月14日からは星 慎一医師をお願いするという形になります。

○ 宇田川委員長

山下さんは替えるのではないですか。

○ 吉岡委員

以前に問題になったことがあると思うのですけれども、この委員会はすごく時間がかかるのではないか。どのくらいかかるのですか。

○ 教育センター所長

今まで1人当たり10分から20分かかっているときがありました。今年度は1人の子どもについて、大体7分から9分として縮めるようにしています。それから、調査員の報告ですが、今までとても長かった。すべての報告書を読んでいましたので、そうではなくて、特に所見の部分が聞きたいものですので、そこを中心に話してもらうことにしまして、大分短縮してまいりました。

○ 吉岡委員

全体の時間は何時間ぐらいですか。

○ 教育センター所長

2時から6時ぐらいまでかかってしまいます。

○ 吉岡委員

医師の中には、その長さが嫌だということで断る医者が非常に多いように聞いています。粗雑にするのはとてもよくないですけれども、何か方法を考えて、なるべく短縮するようにしないと、人が集まりにくくなるのではないかと思います。

○ 教育センター所長

今年度は今まで10回開催だったものを8月に設けまして11回にしておりま

す。何分にも審議する対象児童がふえてきておりますので、お医者様がそうおっしゃるのは申しわけないと思っております。できる限り簡潔に進めていきたいと思っています。

○ 宇田川委員長

この表の在任期間は来年の任期までの期間を言っているのか、現在何ヵ月と言っているのか、この表からは読めないので、申しわけないのですが。

○ 教育政策課長

この在任期間は、下に23年10月6日とございますので、その時点での在任期間です。議案といったしましては、山下耕太郎さんのところはカットして、星さんだけ載っているのが正しいことになりますので、その旨訂正をお願いしてよろしいでしょうか。

○ 宇田川委員長

わかりました。

○ 田中委員

課長、それでいいけれども、星先生のところは23年4月7日ではまずいわけだね。

○ 教育政策課長

星先生は10月の就学指導委員会で委嘱する案ということです。

○ 宇田川委員長

他に質疑がないようですので、議案第30号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第31号 市川市学校施設の開放に関する規則の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 地域教育課長

議事日程資料の21ページから23ページでございます。市川市学校施設開放に関する規則の一部改正をしたいので、委員会の議決を求めるものでございます。提案理由といったしましては、市川市学校施設の開放に関する規則において、これまで引用しておりました法律名「スポーツ振興法」の全部が改正され、新たに「スポーツ基本法」が制定されたことに伴い、引用する法律名を「スポーツ基本法」に改めるほか、所要の整備を行う必要があることから、本規則の一部を改正するものでございます。資料の23ページの市川市学校施設の開放に関する規則の一部改正について、新旧対照表をごらんください。現行の第1条では「スポーツ振興法」となっておりますが、改正後においては「スポーツ基本法」と改め、同条の文章中の「市民のスポーツ」の次に「の

推進」を加えるものでございます。新旧対照表の下線の部分の改正でございます。なお、スポーツ基本法は本年8月24日から施行されておりますので、速やかに改正する必要があるため、本日の定例教育委員会での議決をもって施行日とするものでございます。以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようすで、議案第31号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、その他に入ります。(1)平成23年9月市議会定例会についてを説明してください。

○ 教育次長

まず、9月市議会の定例会でございますが、24ページから28ページにありますとおりたくさんの質問を受けております。まず、会期につきましては、休会を挟みまして9月2日から10月3日までの32日間でございまして、間に決算審査特別委員会がございましたので、長期の会期となりました。議案は、市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正を提案して、議案質疑及び委員会の付託を受けたものでございます。資料24ページに質問者の質問内容が書かれております。お手元の後から配りました表形式の参考資料に目を落としていただきたいと思います。今回の議会でこの改正が認められましたことから、平成26年3月末の稲荷木幼稚園の廃園が決定いたしました。今後は必要な手続、あるいは検討事項について事務を進めていくこととなります。確認でございますが、条例改正の内容が表の中に書いてありますが、1つは、今申し上げた稲荷木幼稚園を平成26年3月末に廃園するということ、2つ目は、その前年の25年度は年長のみの単学年となりますことから、平成25年4月1日施行で定員を240名から120名に変更するという内容でございます。また、廃園に向けての今後の検討事項といたしましては、言語治療教室がございますが、その治療教室をどのように運営していくかということ、跡施設につきましては、発達障害児を支援する施設を設置するということ、なおかつ、学校の教室の不足が見込まれることから、学校の中に設置しております放課後保育クラブの移転、あるいは子どもの居場所づくり事業、ビーイングの移転を考えております。多くの質問をいただきましたので、ここでは答弁内容をまとめて記述しております。まず、多かったのは廃園に至った経緯でございました。これにつきましては、幼児人口の減少、それから就労の形態が多様化により幼稚園の需要が減り、かわりに保育園の需要がか

なりふえている状況があります。また、待機児童は市川市においてはまだまだ対応していかなければならない課題であることも説明いたしました。さらに幼児教育振興審議会では、これまでにも長い年月をかけまして、30%前後に落ち込んだ幼稚園の運営について諮問し答申をいただいた経緯も説明いたしました。今回は時代の要請といいますか、保育園需要の増大がかなり大きなところがございましたので、改めて審議をしていただいたという経緯でございます。それから、中段以降になりますが、公立幼稚園の今後のあり方ということで、公の果たすべき役割が問われました。こちらについては以前にもご説明したかと思いますが、幼児教育の機会の確保、それから幼児教育の研究も大変大切なことでございます。やはり子どもを抱えていろいろ悩んでいる保護者とか、あるいは幼児教育そのものについての質問の相談事業をしっかりとしていくということをご説明いたしました。次に、私立幼稚園との関係が問われました。ご存じのとおり私立幼稚園は市内80%の園児を抱えております。残りの20%が公立幼稚園に入園しているわけです。ですから、私立幼稚園との共存も視野に入れながら、どういう役割を果たしていくかということになるわけです。特別支援教育に関しましても、私立の幼稚園ではなかなか受け付けていけない部分もありますので、そういったことを今後働きかけていくということも説明いたしました。それから、大きく答申の中に中期的方向が述べられておりまして、基幹園3園を残して、そのほかは順次、条件が整えば廃園していくという内容になっておりました。しかしながら、現在の公の果たす役割を踏まえながら私立幼稚園の状況を見ていきますと、直ちに廃園を検討する状況ではありませんということもご説明いたしました。最後に、将来的な方向ということで、これにつきましては、幼保の一体化施策が国のほうから、これまで何回も出たり、また形を変えたりしてまいりましたが、今後、新システムが導入されて、それに対応していくことになった場合については、それらを検討して準備を進めていくということでご審議いただいて、結果、賛成多数で通りました。ただし、委員会で附帯決議がついております。2枚目を見ていただきたいと思います。これについては真摯に対応していこうと考えておりますが、簡単に説明いたしますと、附帯の内容につきましては、公立幼稚園の保護者のすべてに丁寧な説明をしていくくださいという内容のもの、それから、今後、公立幼稚園に行きたいという方々がまだまだいらっしゃる中で、その方々を受け入れていく配慮をしてほしいということ、3つ目は、今後のほかの公立幼稚園の運営については保護者とか地元の自治会等の意見も聞いてくださいという内容、4つ目は基幹園についてでございますが、幼児教育センターの構想はこれまでございましたが、その中に書かれている機能を、今後存続させてほしい、なおかつ幼児教育の研究、あるいは特別支援教育等について質的な向上を図っていただきたいという内容のものでした。以上が議案に関する概要のご説明になりました。

す。それでは、次に一般の質問でございます。もとの資料に戻っていただきますが、25ページから28ページまで、今回も多くて16名の通告がございまして、抜粋が掲載されております。主立ったものだけ説明いたしますが、最初に、新学習指導要領による武道について、3名の議員さんからご質問がございました。この中で特に問われたのが柔道でございまして、授業、あるいは部活等でこれまで事故が非常に多かった。ですから、その対策について、どのような対応をするかという質問でございまして、答弁の内容としましては、事故防止のための着眼点について3つ述べました。それは、事故防止に関する意識が大切ということで、安全面を重視した指導方法を考え、指導者の基本的な技能の習得が必要というご説明をいたしました。これには研修が大切でございますので、武道の認定指導者養成講習会を実施しますというお話をしました。現に今年もかなりの先生方が受講されております。特に死亡事故については初心者が多いので、実技講習内容は初心者への指導を想定して実施していくというご説明をいたしました。続きまして、放射能対策でございます。これは6月の議会でもかなりご質問が出ましたが、今回も4名の議員さんから質問がございました。主な内容は学校給食についてと放射能の低減に関するものでした。学校給食につきましては、まず、食材の産地情報を公表しなさいということでございまして、7月から学校とか幼稚園のホームページに公表しております。また、それまでは野菜を中心でしたが、9月からは肉類、魚介類も公表しております。なおかつ、牛乳のご質問が出て、牛乳に関しましては、産地情報でございますけれども、市川市としては県の学校給食会の指定する牛乳供給業者から納入しております、県のモニタリング検査では問題ないことがわかっておりまます。しかしながら、市からは放射性物質の自主検査を実施してもらいたいというお願いをして、現在実施しているところでございます。さらに、牛肉の問題とかもございまして、さらなる安全性の向上に向けた取り組みというご質問で、今後、納品される可能性の高い産地の食材について、5品目から10品目ぐらいを産地から直接提供を受けて、なおかつ検査機関に検査を委託するということで、食材となる前に検査をしていくという方針を出して、実際に9月から始めております。そういう説明をいたしました。それから、放射能の低減についてですが、放射能低減のための当面の取り組み方針を市川市では決めました。お手元の先ほど配りました資料の1番最後のところに、市川市の低減の方針が書いてございます。大気中の放射線量が $0.26 \mu\text{Sv}$ を超えた場合については日常の環境整備を継続していくて低減を図る。それから、教員中心でできるだけ作業していくが、場合によっては、保護者や地域の方々の協力も求めていきますというご説明をいたしました。今お手元にあります資料について簡単に説明いたします。まず、取り組みのところを見ていただきたいのですが、国は8月26日に除染に関する緊急実施基本方針が出しました。その中で、地域

の推定年間追加被曝線量に応じた除染の進め方を示しており、これがもとになっております。丸の1つ目のところに記述してありますが、これは本市を含めまして、おおむね年間1mSvの地域では面的な除染が必要な線量の水準ではない地域となります。ですから、市川市はここに該当させるということで考えています。しかしながら、そのような地域でも側溝とか雨どいなど局所的に高線量を示す場所があるので、そこについては対応していくべきだらうということでございます。2つ目の丸に年間の追加被曝線量を低減するための数値を決めたことが書いてありますと、 $0.26\mu\text{Sv}$ を超えたものについては積極的に低減対策に取り組むということでございます。本市では、線量の高いところは側溝とか集水ますを想定しておりますが、そういったところにも低減対策に取り組んでまいります。この $0.26\mu\text{Sv}$ の目安を決めた理由が3つ目の丸のところに書いてありますが、これは追加被曝線量と自然に現に存在します放射線量を足すと 0.26 になるというご説明になっております。簡単でございますが、こちらについてご説明いたしました。最後に、少人数学級と放課後保育クラブについて質問が出ておりましたので、そこを若干触れます。少人数学級につきましては、平成24年度、小学校2年生を35人学級とする国の案が出ております。現在の市川市の推計では、生徒の増が見込まれる学校は小学校で39校のうちの17校、中学校では16校のうちの14校です。対象校はかなり多くなっています。ですから、ここに必要な教育施設については不足しないように万全を期していきますというご説明をいたしました。放課後保育クラブについてですが、これは、現在、指定管理者制度を使って運営されています。その指定管理者制度についてのご質問、それから、この4月から延長保育を始めました。時間に間に合わない保護者が多い中、預かる時間を延長してほしいということの中で始まった制度でございます。まず、指定管理者につきましては、現在は全小学校区43クラブございます。平成18年度から指定管理者制度で、社会福祉協議会にお願いして運営していただいております。3月11日の地震の後もかなりの対応をしていただいて、なおかつ、これまでの実績から高い評価を得ておりますので、この後、更新の時期を迎えますが、1団体選定の検討をしておりますというご説明をいたしました。それから、延長保育の状況ですが、現在は564名、全体が約3,100名ですから、18%ぐらいおります。延長の試行を始めて5カ月です。今後は現在の状況、今までかかっている経費も含めて、もう一度検証して、改善をしながら運営していきたいと説明をいたしました。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。次に(2)平成23年度市川市こども作品展・新聞展について、(3)第66回市川市児童生徒音楽会について、(4)平成23年度合同学習発表会についてを一括して説明してください。

○ 指導課長

初めに資料29ページでございます。市川市こども作品展・新聞展につきましてご説明申し上げます。この事業は、市川市立各幼稚園の児童や、各小・中・特別支援学校の児童生徒の日ごろの学習成果の発表の場といったしまして、表現及び鑑賞活動を通して学習の充実と豊かな心を持つ子どもを育てる目的に、昭和25年開始以来、本年度で62回目の開催となります。本年度につきましては、11月9日水曜日から11月13日日曜日までの5日間の午前9時30分から午後5時まで、市川市文化会館の地下の展示室及び大会議室において開催されます。子どもたちの作品は、図画工作科、美術科、技術・家庭科、書写の作品及び学校新聞、学校園等の写真が出品されまして、毎年2,000点を超える作品が会場に並ぶこととなっております。昨年度は5日間で1万1,405人の方々にご来場いただき、開始以来初めて1万人を超えての入場者数となりました。見学された方々からは、市川市は発表の場があり、作品づくりの励みになる、うらやましいという他市から転入された方の感想ですか、もう一度見たくなり2日間見に来ましたなど、たくさんの感想を昨年度はいただいております。本年度も多くの方々に市川の子どもたちのすばらしい作品をごらんいただけるものと思っております。続きまして、同じく29ページでございますが、市川市児童生徒音楽会につきましてご説明申し上げます。この事業は市川市立各小・中・特別支援学校の児童生徒の音楽水準の維持・向上を図るとともに、発表会を通して保護者並びに市民にも広く音楽教育に対する理解を深めることを目的に、昭和21年3月開始以来、本年度で66回目の開催となっております。毎年、市内の児童生徒が4,000人以上参加しております。保護者を初め、市民の方々も各日1,000人以上来場されまして、市内の音楽会としては最大規模となっております。かつては部活動中心の発表が多かったのでございますが、現在は授業でつくり上げてきたクラス合唱、学年合唱や器楽演奏が中心になってきております。また、児童生徒の夢を育むために、市川市にゆかりのある演奏家の招待演奏も行っておりまして、本年度は市川市の小学校で和太鼓の指導をいたしました菅原光朗さんの太鼓ユニット風鼓の和太鼓演奏を行う予定であります。開催は市川市文化会館大ホールにおきまして、11月10日木曜日及び11月11日金曜日の2日間で、作品展の開催期間中に行いまして、時間は午前9時20分から午後4時までの予定でございます。本年度も、また多くの方々に市川の子どもたちのつくり上げた生の演奏を聞いていただけるものと思っております。続きまして、資料30ページ、平成23年度合同学習発表会についてご説明申し上げます。今年度も市川市特別支援教育研究連盟、市川市特別支援学級設置校校長会主催の合同学習発表会が、お手元の資料のとおり11月19日土曜日、市民会館大ホールにおきましてとり行われます。本事業につきましては、これまで実施されてきた中で、参加校の増加等幾つかの課題が挙げられまして、今年度より実施方法につきまして検討を進めているということでございま

す。今年度、須和田の丘支援学校につきましては、11月12日土曜日の学校行事の須和田の丘フェスティバルの中で小、中、高、それぞれ一緒になりまして学習発表を行うことになっておりまして、全体といたしましては、特別支援学級によります合同学習発表会の形をとってございます。本年度もまたすばらしい演技が見られると思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。次に(5)P連教育フォーラム2011についてを説明してください。

○ 生涯学習振興課長

小・中・特別支援学校PTA会員と教育委員会とが同じテーブルに着いて討議することを通じまして、P連と市の教育委員会の連携を深め、相互理解を推進することを目的といたしまして、P連教育フォーラムが開催されます。開催日時ですが、10月13日木曜日の9時15分から12時半までとなっております。場所については、勤労福祉センターの3階大会議室です。討議の形式ですが、参加PTA会員を1グループ10人、その10人のグループを10のグループに分けましてグループ討議を行います。宇田川委員長さん、五十嵐委員さんにもお手伝いをいただきまして、教育委員会からアドバイザーとして各グループに1名がつきます。テーマですが、組織・運営、家庭教育、学校教育、地域連携、健康・安全の5つの中から2つないし3つのテーマを各グループで選んでいただいて討議をすることになっております。市内の小・中・特別支援学校の保護者が各校2名ずつ参加しますので、よい情報交換の場になればと期待をしているところでございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。次に(6)公民館図書室の今後のあり方についてを説明してください。

○ 生涯学習部次長

公民館図書室は、社会教育法第22条の公民館事業において、「図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること」と規定されており、公民館活動に資するとともに、地域住民の教養の向上を図っているところでございます。それでは、お手元の資料の平成22年度公民館図書室概要をごらんください。公民館図書室は16館中7館に設置されておりますが、その面積は170m²から81m²とさまざまです。また、貸出冊数の多いところでは、大野公民館の2万6,357冊、西部公民館の1万9,807冊となっております。また、一番下に書いておりますが、オンラインの有無につきましては、図書館が未設置である地域の市民要望を受けて、平成12年に大野、西部、平成15年に曾谷、16年に東部の公民館図書室に図書館ネットワークのシステム端末を導入し、図書館の予約図書の受け取りと返却を可能とし、同時に図書館の委託連絡便の

巡回により図書の配達を開始しております。このような状況でございますので、公民館利用者や図書室の利用状況、地域の市民要望等にかんがみ見直しをしていきたいと考えております。見直しの方向でございますが、1つ目としまして、図書室の要望が強い公民館につきましては図書館として位置づけ、中央図書館に管理運営を移譲する、2つ目といたしましては、公民館の貸し室が不足し図書室の利用が少ない公民館、または市民要望等により図書室の縮小や貸し室、またはそのほかの用途への転用をする、以上のような方向で進めたいと考えております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。次に(7)市川市立図書館中期計画の修正についてを説明してください。

○ 中央図書館長

資料31ページからをお願いいたします。図書館では、市川市教育振興基本計画（実施計画）後期計画に定めました図書館の中期計画を22年度末に策定いたしまして運用を図っているところでございます。この記述の中で、市北部の図書館未設置地域への取り組みの必要性についての記述が足りないという認識を持ったことから、課題に対する対応を示すということから、計画の修正を行うものでございます。修正箇所といたしましては32ページ、(1)の後半でございます。このように修正をさせていただきたいということでございますが、新旧対照表が最後のページにございます。修正前につきましては、「図書館未設置地域をカバーするための自動車図書館の巡回や返却ポストの設置、関連施設等の活用」の3つの施策を立てておりましたが、修正後といたしましては、「図書館未設置地域への図書館設置の検討」を含めまして、「自動車図書館の巡回、返却ポストの設置、関連施設等との連携」といったことで図書館の中期計画として、平成23年度から平成25年度の3カ年の計画とさせていただきたいということでございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。本日の議事は以上でございますが、皆様から何かございますか。

○ 他の委員

ございません。

○ 宇田川委員長

それでは、これをもちまして平成23年10月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時17分閉会)

署名委員

委員長

宇田川進

委員

吉岡博之

委員

五十嵐美子